奈良市都市計画公聴会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市都市計画公聴会規則(平成24年奈良市規則第61号。以下「規則」という。)第12条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(公聴会を開催する都市計画の種類等)

- 第2条 規則第2条第1項に規定する公聴会の開催について、次に掲げる都市計画の案を 作成しようとする場合は、公聴会を開催するものとする。ただし、当該都市計画の案が、 名称の変更その他の軽易な変更である場合は、この限りでない。
 - (1) 用途地域
 - (2) 高度地区(ただし、用途地域の変更に伴うもの)
 - (3) その他道路網の全体的な再検討など都市構造に大きな影響を及ぼすと認められる都市計画

(公述人の選定の方法)

- 第3条 規則第6条第1項に規定する公述人(以下「公述人」という。)の選定の方法については、次のとおりとする。
 - (1) 規則第4条に規定する公述申出書(以下「公述申出書」という。)の意見内容が、 当該公聴会に係る都市計画の案に関するものでない場合は、当該公述申出書を提 出した者を選定しない。
 - (2) 当該都市計画の案に対する同一趣旨の公述申出書が複数ある場合は、当該公述 申出書を提出した者の中から1名又は数名を選定する。

(議長の指名)

- 第4条 規則第7条に規定する議長(以下「議長」という。)は、当該公聴会に係る都市計画の案の作成を所掌する課長又は次長とする。
- 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(公述人の代理)

第5条 公述人は、公聴会において意見を述べること(以下「公述」という。)を代理人に 委任することができる。その場合、公聴会の開催までに委任状(別紙様式)を市長に提 出しなければならない。

(公述の順番)

第6条 公述の順番は、規則第6条第3項に規定する通知に記載した順番で行うものとする。ただし、議長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、公述の順番を変更することができる。

(公述人の資格喪失)

第7条 公述人は、公聴会に欠席又は公述の順番時に不在の場合は、その資格を失うものとする。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(公述要領)

- 第8条 公述人は、公述の前に当該公述人の住所及び氏名を述べるものとする。なお、公 述人が法人等の場合は、公述の前に当該法人等の名称、所在及び代表者名並びに公述す る者の当該法人等での所属、職名及び氏名を述べなければならない。
- 2 公述人の代理人は、前項に規定するもののほか、公述の前に当該代理人の住所及び氏名を述べなければならない。

(奈良国際文化観光都市建設審議会への報告)

第9条 公聴会において公述人が述べた意見の要旨は、奈良国際文化観光都市建設審議会 に報告するものとする。

附則

この要領は、平成29年2月24日から施行する。

委 任 状

私は、	(住所)			
	(氏名)			

を代理人と定め下記の事項に関する一切の権限を委任します。

記

委任事項

令和7年10月5日、奈良市役所で開催の「大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)駐車場整備地区に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会」での公述に関すること。

年 月 日

奈良市長 様

(委任者)

住 所

氏 名